

まするが、非常に重要な問題でございますので、暫く時間をお貸し
いただきたいと思います。お願ひ申しあげます。

○二五番(横野鉄太郎君) 市長のうたがひまうござんす。一応了解しま
すけれども、なるべく早く市長の所考えを聞かせたいと思ひます。
既に建設課長に所尋ぬします。

計算書の一回九ページです。その中に私道整備補助金三十万円が
計上してあります。この計につきまうして昨年の九月の補正に載つてゐると思ひ
ます。この面につて去年の財源の使用方法はどのような状況であつたか
聞かせたいと思ひます。

○建設課長(若谷徳男君) 二五番議員さんのお質問にお答えいたします。

私道整備補助金につきましては昨年三十万円を補正で計上したわけで
ございますが、本年度も三十万円を計上してございます。昨年の実績で
ございますが、私道整備につきまうしても二五番議員さんかういふ多整備
の必要が、議会におきまうして取り上げられまうして、さういふ整備の助成
補助金及び規則をつくりまうして基準を設けて施行したわけでござい
ます。残心は、昨年が整備補助金の申請はございませんでした。

○二六番(横野鉄太郎君) これはせうかんこうように配属していただいたわけですが、

確のつりお話しではメートル以下ということ、しかも公道が公道に
通ずるということでした。こういう面につて私道はやはり公道に通ずるという
ことはいふとございます。ただメートル以下ではせうかんこうも私つくろえ
れずということございまして、メートル以下にしていただいて、公道
から公道へ通ずるということはもちろん必要です。それから補助金に對し
この張りの持ち出しが少しきつたのではないかと、総額の二割くらいはいいと
思ひます。とにかく過去において大野議員の一般質問で答へてあげない
という砂ができておりますので、これは建設委員会の皆さんもお考えいただ
いたであらうと思ひますけれども、これは今後の研究課題としていただいた
らうか、公道が公道へ通ずる道というのはきめめて少ないと思ひます。

え、うう、面がどうかメートル以下という砂で持つていってもういい。
またできれば金額の負担としていただきたい。一五ページにも市道改
定工事五千万円を組んでありますけれども、この中からも公道と同
じやうなものですかうきいていただいて、三十万円でほんもう少し利用者が
あつたほうを考へていただければかう計算もふやしていつて、せうかんこう

いう市民に答はれる予算ですか。そういう面をぜひお考えいただきたい。ということ、それから一五ページの市道改良工事、これも建設委員会が検討していただくわけですが、それ以外の議員にもできましたらこの内容について何と配付方が配属いたいただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○田村市郎君　市長にお伺いたします。

私は先般の一般質問の中で、副部長は予算計入のときに——と申しあげましたので、二、三の質問を本席から市長にいたします。

私は先般も一般質問で市長の親愛なる同志と自認いたしておると申しあげました。そのために計画と予算が違ふ、また計画のときに議会人に相談をしないだけなのかと申しあげたのですが、昨日も先輩の石川信義議員も本意を強く質問いたしておられたことはご承知のとおりでございます。しかしながら昨日も市長は同様に時局を感ずる水というふうな返事でございます。これでは私たちが何を要する一員として放置できません。その理由は何か。それは市長の石川先輩議員、私もほんとうに同志でありますので、市を要するために、現今の市長の施政を見るに、独創的な面があまり

にもあられもないものではいかと思ひます。市長の方針は市の施設を整備すること、最良の案になると思ひますが、それは確かにそのとおりであります。

先般同僚議員の一般質問で、また昨日もイデオロギーが透つておられには相入れない、共産党の松本議員の質問の中にも私はお答えしたと思ひますが、それは「バランスをとる市づくり」これは確かに保身、革新を問わず考えられているのではいかと思ひます。

私はこのお答えを当中に特にあてはめていたのだと思ひます。現今市長は本来の堅実さがいふかばなっているのではいでしょうか、先般来の質問でも多くの質問が来ております。バランスの上に立つ市長の一本の牙のあられではいかと思ひます。どうか私たちが石川信義議員ともいふか考えしております。昨日も同僚の石川、志村議員の一般質問の中に、エフ・ミックは考えの質問、吾国議員の声なき声の要望、

質問等を市長はどうお考えにしておりますか。お尋ねしたいのでございます。次に、先般も一般質問で若干お水たのですが、市民体育館の今年度予算は二億三千四百四十九万八千円でございすが、計画金額は一億八千六百九十九万八千とっております。この差額は四千七百五十万円であります。

あつてもいいんですが、にもかゝらず市長が数席をもつて広報を通じて四万市民に申しあげた事柄はすべて四万市民の心へ人としてこれを信じていない者はないと心しております。したがいましてこれが計画を変えする場合においては、雨水雨水議合人としてしましても十分なる時間の中において審議を必要とする必要が絶対にあると心します。先に申しあげましたこの建設に前に行ったさまざまな計画表では、土地面積については三千平方メートル、土地取得金額につきましては九千万円と計画されておりますのでその点については何かつておるのであります。これが審議の場をふえていたのだいたいは今回が初めてであります。そこで私もいろいろと伺いたします。その点、よろしく願いたします。

まず最初に中央図書館の建設場所はどこにおきめになつておりますか。伺いたします。また面積についても私どもがいたについております事業計画とおりのことと伺いたいのですが、この点を念のため伺いたします。

これが計画は本年度から来年度にかけてでありますので予算については

当然当初予算に計上されるわけばならないと私は思っております。この件につきましては先に申しあげましたとおり、田村市郡議員の預金があり

まして、それに対して土地取得については土地開発基金を充てるといふ方針が決められております。確かに私の覚えております土地開発

基金は当市に於いては一億三千三百四十四万円あると思っております。このうち

四千万円がおよそ都市計画関係で使用され、残り九千万円をいわ

れたものと私は考えておるのであります。

この点につきましては私といた

しましては開発基金の性格上あまり好ましいとはいえず、つづれにいた

しましては五月が市長の任期でありますので引き続きおやりになるお

考えでいると思しますが、この問題については私もできるだけの協力をして

あげていきたいと思っております。この基金を使用するにいたしましても、いずれ

にいたしましても四万市民を欺瞞することはできません。市長の立場で何

とかで得る時期に確定は予算が今年度に計上されるわけばなりません

ので、この土地取得の予算が確定に私どもの前に予算が上つてくるとき

時期はいつであるか。また先般の田村市郡議員の預金に対して

東京都にならうとこの広報を出したといわれますが、確かに東京都に

そうなりますと、いまの高校進学の数一の中において例え一年たりとも、
例え一月たりとも特別教室を一般教室が不足するのでつづきというような事
能心が起ころうではないかと思ひます。

先日も先方にお会いしてもこの広報について全部知っております。
ですから本年度の計画で調整させてもうえるものと思つております。
そのような場合に私どもとしても申しあげようが全くないわけでございます。
そういう点につきましてもぜひともこのような教育というものに最も関心の深い市
長でございますので、この計画は絶対に行つてもうわけはございませんがな
いわけでは。また実行するといつてもこれは市長が計画を立て市長が行はう
ものであります。あれゆゑがこうしてほしいと希望したものでないわけでは。
また先ほどお田議員が指摘されました都市計画街路二・二二号用地
買収面積二百平方メートルにつきましてもその近々の人はみんな読んで
おります。それ当初予算にはないということではまことに市民の利益の
立場に立ちます私どもが足を引つぱつてつるような形はつてまことに
おかしい議会にはつてしまふわけでございます。先ほどもふれました福生駅
東部開発調査につきましてもご承知のとおり四十五年の四十七年に一

元公社に委託してあります。それ設備材料も本年度末に支払うという
ことになつておりますが、公社に対する予算等も訂正されておるはなし、
そのような当然本年度も最終年度で支払うゆゑか金額も当初に
訂正されてないということとは全く別な水といたしましては不信に耐えられないわけ
でございます。今回の阪神市民体育館等は私どもがもうつております
事業計画書よりもオーバーして二十四百万円が追加されました。これは
やむを得ないと思ひますけれども、そういう問題には全く公約違反のうえに
—— とうとう数家の美濃郡さんと同じように上のべで出て、その点につい
ては文句のつけようがないわけですが、やはりこの阪神市民体育館を造る
ときはあらゆる場をもつて、特に総務委員会においては市民に対して絶対
に迷惑をかりません。わけはないということによつてゆゑは認められていま
し、市長のお答えもいたしておるわけでございます。また所から市にはな
る時点で私も市長ともども議長という立場で、足手まといになつたかど
うかは知りませんけれども、収益事業に對しても選挙戦を間近
に控えております。現時点に對してもずいぶん足を運んで収益事業も解
決したわけでございます。その時点においては所から市にのりますれば人件費

だけでも一億円以上かかるという事で、どうしても市民に伝えるには何とか一億円以上見つけてこなければならぬという必死の立場におきまして収支事業をものにいたしましたわけでございます。しかしながらこれを全部体育館のほうへ回してしまったためにつきさかも市民に最も身近な諸問題に支障をきたしてきておるのではなかろうかと私は考えられるものでございます。今回の予算案を見まして先ほど大野議員が指摘されましたとおり、また予算説明の中より私は私なりに考えてみました。おへ中學校の増築を仮りカットいたしましたとしてもおえうく私が見込みが著進うかどうかのりませんが、これから補正を組む、補正で組むといわれましてもおえうく一億円を大きく上回るような収支は出てこないと思っております。それによ十七年度の事業の八億一千八百八十万円の分がもし公約とおりでまわった場合においてはその四万市民に対して相すまいという立場に立つのは石川市長であらうと思っております。したがいましてわれわれもできる限り賢明な市長を助けなければなりませんので、おひとも四十七年度だけでも収支を掲げた公約は都の教育の美濃郡さんにならうとやうなことを私は信じますので、収支はよのせにならうとも下回ることは四万市民の利益をはかる立場

にあるわれわれ議会といたしましては納得しております。

いずれにいたしましても私が申しあげました預金は本日ここで即答しうといえども時間もあきそうかと思っておりますので、おひともこの点につきましても十分私ども議会に對し軽視することなく、また四万市民を欺瞞することのないように、四万市民はりつぱな石川市長さんを探りておりますので、おひとも兄の期待に報いるためにも四十七年当初につけてはや分にご検討願いたいと私は考えます。いずれにいたしましても私の預金事項は本日即答しうといつてもなかなかむずかしい問題もあらうかと思っておりますので一応私は預金だけをさせていたいただきます。

議長（木次慎男君） おわかりいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会

としたと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木次慎男君） ご異議なしと認めます。よろしく本日はこれをもちて延会

とすることに決定いたしました。

本日はこれをもちて延会いたします。

なお三月は孤会の予定でした。本会議開催として予前々時のう開

きます。

なお改めて南條通知は申しませんのでお知らせ願います。

午後四時三十分 散会

第一回福生市議会定例会会議録 (第五号)

昭和四十七年三月三日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開会された。

一、出席議員は次のとおりである。

一番 貴井秀次君	二番 小森菊三君	三番 小森才次君
四番 田村市郎君	五番 川原清一君	六番 中島根康君
七番 伊波美良時君	八番 吉岡一三君	九番 志村秀雄君
十番 松山清君	十一番 伊東中心次郎君	十二番 森田孝雄君
十三番 石川繁治君	十四番 小森陽吉君	十五番 木次保男君
十六番 高坂忠君	十七番 関本吉君	十八番 中島元一君
十九番 大野行夫君	二十番 渡辺良一君	二十一番 山本四傳君
二十二番 田村匡雄君	二十三番 後野鉄太郎君	二十四番 石川隆義君

一、欠席議員は次のとおりである。

一、欠員は次のとおりである。

第一定
(五日目)

第一定
(四日目)

一、議事事務局職員は次のとおりである。

議事 局長 高日 煥君 議事 係長 順崎 進君 主事 高日 幸治君

一、地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 常太郎君 助役 篠崎 俊天君 収入役 橋本 孝蔵君

教育長 河日 隆二君 企画 調査室長 大野 忠一君 企画 調査室主幹 矢野 國利君

総務 課長 高水 永君 税務 課長 務 田村 忠雄君 市民 課長 森田 武君

福祉 課長 森田 登君 衛生 課長 青藤 多市君 経済 課長 中村 浩君

建設 課長 石谷 徳男君 都市 計画課長 浅貝 裕康君 水道 課長 上野 実勝君

教育 委員 会長 務 課長 内田 初雄君 教育 委員 会長 務 課長 井上 久男君 選挙 管理 委員会 事務局長 久保 辰吉君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 議案第十八号 昭和四十七年度福生市一般会計予算

日程第二 議案第十九号 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第三 議案第二十号 昭和四十七年度福生市公益質屋会計予算

日程第四 議案第二十一号 昭和四十七年度福生市福生都市計画福生土地地区画整理事業会計予算

日程第五 議案第二十二号 昭和四十七年度福生市公共用地会計予算

日程第六 議案第二十三号 昭和四十七年度福生市水道事業会計予算

日程第七 請願第一号 排水溝の設置に関する請願書

日程第八 請願第二号 排水溝改良に関する請願書

日程第九 請願第三号 道路新設に関する請願書

日程第十 陳情第一号 し尿並に浄化槽より生ずる汚物に対する終末処理場増設に関する陳情書

日程第十一 陳情第二号 し尿浄化槽の清掃並に維持管理の許可に関する陳情書

一、議事事務局職員は次のとおりである。

議長 十 刺針 第二号 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

二、地方自治法第二百一十一條の規定による副議長は次のとおりである。

副議長 十 刺針 第二号 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第六 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第七 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第八 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第九 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第十 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第十一 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第十二 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第十三 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第十四 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第十五 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第十六 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第十七 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第十八 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第十九 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第二十 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第二十一 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第二十二 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第二十三 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第二十四 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第二十五 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第二十六 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第二十七 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第二十八 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第二十九 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第三十 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第三十一 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号

日野 第三十二 議員 刺針 第二号 議員 刺針 第二号